

令和4年6月

## 入試問題における著作物の取り扱いについて

入試問題においては、数多くの著作物が使用されています。著作権法では、入試問題に必要と認められる限度で、権利者の許諾を得ずに著作物を利用することができますが、その出所を明示する慣行があるときは、出所を明示しなければならないとされています（著作権法第36条、第48条第1項第3号）。

入試に出題された問題を受験者等の参考とするために公表する場合には、権利者の許諾が必要ですが、その前提として、出所が明らかである必要があります。

また、著作者は、その意に反して著作物の変更、切除その他の改変を受けない権利（同一性保持権）を有しています（著作権法第20条）。入試問題での利用上やむを得ないと認められる場合を除いて、著作物を改変等するような場合には著作者の許諾が必要となります。

なお、大学が教材会社等に対し、自らの作成した入試問題の使用許諾を与える場合には、問題中に掲載されている著作物の権利者の許諾が必要である点に注意する旨を伝えるなど、当該教材会社等に適切な著作権処理の実施を促していただきますようお願いいたします。

入試問題における著作物の使用に当たっては、著作権の適切な取扱いについて、引き続き御留意・御協力くださいますようお願いいたします。

### 【本件照会先】

（入試一般について）

文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室

TEL 03-5253-4111（内線 4902）

e-mail : [gaknyusi@mext.go.jp](mailto:gaknyusi@mext.go.jp)

（著作権法の解釈について）

文化庁著作権課著作物流通推進室

TEL 03-5253-4111（内線 4824）

e-mail : [ckanri@mext.go.jp](mailto:ckanri@mext.go.jp)